
ストーカー規制法 ハンドブック

～逐条解説から実務参考資料まで～

檜垣 重臣 監修

ストーカー規制法研究会 編著



立花書房

監修のことば

私は、ストーカー行為等の規制等に関する法律が成立した当時、警察庁生活安全企画課の担当補佐として、立法への対応、施行作業に携わるとともに、稚拙ながらも逐条解説書を執筆させていただいたこともあり、ストーカー規制法は私個人として思い入れ深い法律となります。

その後、生活安全部門外での勤務が続き、ストーカー規制法関係事務に携わることもなかったため、法改正を踏まえた同書の改訂にも手をつけられないままとなっていました。ただ、令和になって、生活安全局担当審議官として令和3年の法改正に関与させていただくとともに、生活安全局長としてストーカー規制法に係る業務に携わることとなり、これも縁と、改めて、同法の逐条解説書に関わらせていただきました。

本書は、拙著をベースに、平成25年改正、28年改正を踏まえた高野磨央氏の原稿、令和3年改正に関する渡邊一郎氏、堂原みなみ氏の原稿を取り入れて、私が監修させていただいた逐条解説書となります。ストーカー規制法も成立してから20年以上が経過しましたが、判例等を踏まえた運用の見直し、新たな事象に対応するための法改正が行われてきました。その間、都道府県警察の担当者の方々が、法を適切に運用するとともに、法の趣旨を踏まえた各種活動に取り組み、ストーカー事案の被害者の安全確保に大きな成果を上げてきたものと思います。本書が、ストーカー事案に係る業務に携わる方々に活用されることを期待しております。

令和6年10月

檜垣 重臣

凡 例

(本) 法	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）
施行令	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）
施行規則	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）
平成25年改正法	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第73号）
平成28年改正法	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）
令和3年改正法	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第45号）
平成25年検討会	警察庁において、平成25年11月から26年7月までの間開催された「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」
平成26年報告書	平成25年検討会において26年8月に取りまとめられた「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」
令和2年検討会	警察庁において、令和2年10月から3年1月までの間開催された「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」
令和3年報告書	令和2年検討会において3年1月に取りまとめられた「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」
公安委員会	都道府県公安委員会
警察本部長等	警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長
法第3条違反行為	法第3条の規定に違反する行為
ストーカー行為等	ストーカー行為又は法第3条違反行為
延長処分	法第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分

ストーカー規制法ハンドブック／目次
～逐条解説から実務参考資料まで～

監修のことば

凡例

第1 法制定の背景と改正の経緯

1	法制定の背景	1
2	平成25年改正	3
3	平成28年改正	6
4	令和3年改正	11

第2 逐条解説

1	目 的 (法第1条)	17
2	定 義 (法第2条)	21
	2-1 「つきまとい等」の定義 (法第2条第1項)	21
	2-2 「位置情報無承諾取得等」の定義 (法第2条第3項柱書)	52
	2-3 「ストーカー行為」の定義 (法第2条第4項)	66
3	つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止 (法第3条)	74
4	警 告 (法第4条)	77
	4-1 警告の主体、方法等 (法第4条第1項、第2項、第5項)	77
	4-2 警告の申出者への通知 (法第4条第3項、第4項)	86
5	禁止命令等 (法第5条)	88
	5-1 緊急時以外の禁止命令等 (法第5条第1項、第2項、第5項)	88
	5-2 緊急時の禁止命令等 (法第5条第3項、第4項)	101
	5-3 禁止命令等に係る通知 (法第5条第6項、第7項)	108
	5-4 禁止命令等の有効期間・延長制度 (法第5条第8項～第10項)	110
	5-5 禁止命令等、延長処分の方法 (法第5条第11項～第15項)	114

6	ストーカー行為等に係る情報提供の禁止（法第6条）	121
7	警察本部長等の援助等（法第7条）	124
8	職務関係者による配慮等（法第8条）	130
9	国、地方公共団体、関係事業者等の支援（法第9条）	133
10	調査研究の推進（法第10条）	138
11	ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置 （法第11条）	139
12	支援等を図るための措置（法第12条）	142
13	報告徴収等（法第13条）	144
14	禁止命令等を行う公安委員会等（法第14条）	147
15	方面公安委員会等への権限の委任（法第15条、第16条）	155
16	公安委員会の事務の委任（法第17条）	157
17	罰則（法第18条～第20条）	160
18	適用上の注意（法第21条）	166

第3 参考資料

1	法、施行令、施行規則対照表	167
2	施行規則別記様式	182
3	聴聞等規則	198
4	読替後の行政手続法	206
4-1	施行令第4条の規定による読替後の行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）	206
4-2	施行令第4条の規定による読替後の行政手続法第22条第3項の規定による読替後の同法第15条第3項	211
5	意見聴取規則	212
5-1	本文	212
5-2	意見聴取規則別記様式	219

第 1

法制定の背景と改正の経緯

1 法制定の背景

法が制定された平成12年当時、都道府県警察に対するつきまとい事案に関する相談件数が急増するとともに、中には、殺人等の凶悪事件に発展するものも少なくないなど、ストーカー事案が大きな社会問題となっていた。

このような情勢を踏まえ、警察庁においては、平成11年12月に、「女性・子供を守る施策実施要綱」を制定し、女性・子供がつきまとい等を含めた犯罪の被害者となることのないよう、各種防犯指導の実施、相談受理体制の整備、被害者の立場に立った対応の推進について各都道府県警察に対して指導するとともに、いわゆるストーカー行為のうち、現行刑罰法令で対応できないものについて、法律による規制も含めてその対策について検討を行っていた。

その一方で、ストーカー行為の処罰を求める国民の声に応えるかたちで、与野党においてもストーカー対策法制について検討が進められていた。

自由民主党においては、参議院議員を中心に平成12年3月から検討が進められ、ストーカー行為についての罰則に加え、警告・命令という行政措置等を内容とする法案の骨格が固められた。また、当時の民主党が同年4月17日にストーカー行為を処罰する法律案を衆議院に提出した。その後、同年5月に与党三党（自由民主党、自由党、公明党）で法案について協議した結果、規制の対象を「恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」で行うものに限定することで与党案として合意され、野党との協議の結果、与党案に5年後の見直し規定を附則に盛り込むことで与野党の合意がなされた。

平成12年5月16日、参議院地方行政・警察委員会において、「ストーカー行為等の規制等に関する法律案の件」が審議され、同委員会から法律案が提出されることとなり、翌17日に参議院本会議で可決された。そして、翌18日に衆議院地方行政・警察委員会で可決され、同日衆議院本会議で可決・成立し、同月24日に法が公布された。

2 第1 法制定の背景と改正の経緯

本法の制定趣旨については、草案提案者である松村龍二参議院議員が、平成12年5月16日の参議院地方行政・警察委員会で、ストーカー事案の初期段階における既存の刑法（明治40年法律第45号）等の法令が適用できない場面を捉えて必要な規制等を行うことにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的として立案したものと述べている。

ストーカー行為等の規制等に関する法律 草案趣旨説明 (平成12年5月16日松村龍二参議院議員)

最近、我が国において、悪質なつきまとい行為や無言電話等の嫌がらせ行為を執拗に繰り返す、いわゆるストーカー行為が社会問題化しており、ストーカー行為がエスカレートし、殺人などの凶悪事件に発展する事案が全国的に見受けられるところであります。

これらの行為については、国民からも特にストーカー行為を規制してほしいとの要望が多く寄せられているところであり、また、その初期段階において法令を適用し、防犯上適切な措置を講ずることが、重大犯罪発生の未然防止に極めて有効であると考えられております。しかしながら、特定の者に対する執拗なつきまとい行為や無言電話等は、刑法や軽犯罪法の適用により対応が可能な場合もあるものの、現実には既存法令の適用が困難な場合が大部分であり、これまで有効な対策をとりがたいものでありました。

そこで、この法律案は、このような現状を踏まえ、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的として立案したものであります。

(下線筆者。以下同)

なお、附則第4項で施行後5年を目途として、施行状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされていた。警察庁では、施行後5年を迎えた平成17年、その間に示された判例も踏まえ、第2条第1項各号に規定された行為が全体として反復されたと認められればストーカー行為が成立すること、警告の申出に係る行為がどのようなものであろうとも、同項に規定する全ての行為をしてはならない旨を警告できることとする方針を明らかにし、法の運用の見直しが行われた。

2 平成25年改正

法は、平成12年の制定以来、ストーカー行為等による被害の未然防止や拡大防止に大きな役割を果たしてきたところである。

しかし、平成23年12月、千葉県警察において男女間の暴力を伴うトラブルに関して相談を受理し、傷害事件として捜査中のところ、長崎県西海市において女性2名が殺害される事件が発生して、関係県警察における連携の不備等の問題が明らかとなった。さらに、平成24年11月には、神奈川県逗子市において、行為者が被害者に対して当時規制の対象とされていなかった電子メールの送信をした後に当該被害者を殺害する事案が発生した。統計的にも、ストーカー事案の認知件数は増加傾向にあり、同年中の認知件数は19,920件と法施行後最多となった。

以上のような実情に鑑み¹⁾、平成25年6月20日、参議院内閣委員会において「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に関する件」(草案)が審議され、同委員会から法律案として提出されることとなり、翌21日に参議院本会議で可決された。そして、同月25日に衆議院内閣委

1) 草案提出の趣旨として、「ストーカー行為等の規制等に関する法律、いわゆるストーカー規制法は、平成12年の施行以来、被害の未然防止や拡大防止に大きな役割を果たしてきました。しかし、近年、警察の対応の見直しが必要とされる事案が生じ、あるいは規制の対象とならないようなストーカーが行われ、ついには殺害されるという痛ましい事件が発生いたしました。ストーカー事案の数も高水準で推移し、平成24年中の認知件数は約2万件と、ストーカー規制法施行後最多となっております。」(平成25年6月20日参議院内閣委員会相原久美子委員長)と説明されている。

4 第1 法制定の背景と改正の経緯

員会で可決され、翌26日に衆議院本会議で可決・成立し、同年7月3日に平成25年改正法が公布された。

平成25年改正法は、電子メールを送信する行為の規制対象への追加、禁止命令等を求める旨の申出及び当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与の強化、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所（当時）その他適切な施設による支援の明記、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大等の措置を講ずるものであり、平成25年7月3日に公布され、電子メールを送信する行為の規制に係る部分については同月23日から、その他の部分については同年10月3日から施行された。

参 考 平成25年改正法要旨²⁾

I 電子メールを送信する行為の規制

拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に含め、規制の対象とすることとされた。

II 警告に係る通知並びに禁止命令等に係る申出及び通知

- 1 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を当該警告を求める旨の申出をした者に通知しなければならない。警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該警告を求める旨の申出をした者に書面により通知しなければならないこととされた。
- 2 警告を求める旨の申出をした者の申出によっても、公安委員会は禁止命令等を行うことができる。公安委員会は、当該申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。禁止命令等

2) 参議院議案情報：第183回国会提出・ストーカー行為等の規制等に関する法律案(参法) 議案要旨（同院ウェブサイト）。

をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならないこととされた。

Ⅲ 国及び地方公共団体の支援等

- 1 国及び地方公共団体はストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことが明記された。
- 2 国及び地方公共団体は、1の支援、ストーカー行為等の防止に関する啓発等及び当該防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援を図るため、必要な体制の整備、当該組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされた。

Ⅳ 禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大

- 1 被害者の居所若しくは加害者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所。）の所在地又はつきまとい等が行われた地を管轄する公安委員会においても、禁止命令等を行うことができるようにされた。
- 2 警告又は仮の命令を行うことができる警察本部長等について、1と同様の改正が行われた。

Ⅴ 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3か月を経過した日から施行する。
- 2 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとされた。

用語索引

[あ行]

位置情報	58, 59
位置情報記録・送信装置	59
著しく粗野又は乱暴な言動	37
著しく不快又は嫌悪の情を催させるよ うな物	47
押し掛け	29

[か行]

監視していると思えるような事項	34
緊急の必要があると認めるとき	104
緊急を要し	83
好意の感情	21
公示送達	120
個人情報管理について、ストーカー 行為等の防止のために必要な措置	132
拒まれたにもかかわらず	41

[さ行]

差し入れる	64
更に反復して当該行為が行われること を防止するために必要な事項	95
社会生活において密接な関係を有する 者	25
充足する目的	22
職務上関係のある者(職務関係者)	131
所持	58
知りうる状態に置く	34, 47, 48, 50

ストーカー行為等に係る役務の提供を 行った関係事業者	135
性的羞恥心を害する事項	51
送達	117
送達すべき場所に書類を差し置く	119
相当のわかまえのあるもの	119
送付	44
その移動の用に供することとされてい る	65
その現に所在する場所	28
その承諾を得ないで	58
その使用人その他の従業者	119
その他の関係者	145
それが満たされなかったことに対する 怨恨の感情	22

[た行]

通常所在する場所	28
つきまとい	28
電子メールの送信等	44
特定の者	25
取り付ける	63

[は行]

不安を覚えさせるような方法	70
文書	44

[ま行]

待ち伏せ	28
みだりにうろつく	27
見張り	29
名誉を害する事項	48
申出を相当と認めるとき	127

[ら行]

連続して	42
------------	----

<監修者紹介>

警察庁生活安全局長 檜垣重臣

★本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ
個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

ストーカー規制法ハンドブック
～逐条解説から実務参考資料まで～

令和6年11月20日 第1刷発行

監修 檜垣重臣
編著 ストーカー規制法研究会
発行者 橘茂雄
発行所 立花書房
東京都千代田区神田小川町3-28-2
電話 03-3291-1561 (代表)
FAX 03-3233-2871
<https://tachibanashobo.co.jp>

©2024 Shigetomi Higaki 印刷・製本 加藤文明社
乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。